

障害等のある入学志願者への受験上の配慮について
 (2026 (令和 8) 年度東京大学教育学部学士入学試験)

本学では、障害等（下表参照）のある者が、受験上及び修学上不利になることがないように、合理的な配慮を行っており、そのための相談を受け付けています。

受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもあるため、原則として以下の期日までに東京大学教育学部学生支援チームにご連絡ください。希望する配慮により、申請書類を案内します。申請のあったものについて、その内容を審査の上、それぞれの障害の種類・程度に応じた受験上の配慮を決定し、通知します。

申出期限 2025 (令和 7) 年 10 月 3 日 (金)

※期限後の申請についても引き続き配慮検討の対象となりますが、事前準備の関係で、申請が遅くなるほど実際に提供できる受験上の配慮が限定されていきますので、なるべく早く申請書類を提出してください。

区分	対象となる者	受験上の配慮の一例
視覚に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・点字による教育を受けている者 ・両目の矯正視力がおおむね 0.3 未満、もしくは視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・上記以外の視覚障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長（1.5 倍：点字による解答の場合） ・試験時間の延長（1.3 倍） ・代筆解答 ・拡大文字冊子の配付 ・拡大鏡等の持参使用 ・窓側の明るい座席を指定 ・照明器具の持参使用又は試験室側での準備
聴覚に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者 ・上記以外の聴覚障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳士等の配置 ・注意事項等の文書による伝達 ・座席を前列に指定 ・補聴器又は人工内耳の装用
肢体不自由に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者 ・上記以外の肢体不自由者 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長（1.3 倍） ・代筆解答 ・介助者の配置 ・1 階またはエレベーターが利用可能な試験室での受験 ・車椅子、杖の持参使用 ・試験場への乗用車での入構
病弱に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 階またはエレベーターが利用可能な試験室での受験 ・杖の持参使用 ・別室の設定

発達障害に関する配慮	・学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者	・試験時間の延長（1.3倍） ・拡大文字問題冊子の配付 ・注意事項等の文書による伝達
その他	・上記の区分以外の者で受験上の配慮を必要とする者	

日常生活において、ごく普通に使用されている補聴器、杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場準備等との関係から受験上の配慮として申請が必要です。

●問合先

東京大学教育学部学生支援チーム（TEL 03-5841-3907）

午前9時30分から12時00分・午後1時00分から5時00分（土日祝日を除く）